

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成24年10月22日
照会部署名 高知東年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 大崎 寿男
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 永田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2012-6	本部受付番号 No. 2012-52
-----------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

ホールディングス設立に伴う適用関係について

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧(マニュアル) 分類I-3 通番2
1 分類コード①1103 分類コード②3

(内容)

既適用事業所が会社分割しホールディングスとする(ホールディングスの被保険者は0人)とともに、既適用事業所と全く同じ商号及び所在地で新会社を設立し、新会社に事業(従業員・権利・義務。ただし、一部の資産・負債除く)を継承して従来どおりの事業を行う。

今回の案件では、従業員全員(約1,500人)が新会社(商号、所在地変更なし)に移行することになるが、事業内容や人事・労務・給与管理等に全く変更がないため、事業所の同一性が実態的に存続すると認められるときは、得喪処理を行わない対応でよろしいかご教示いただきたい。また、その場合、上記内容を確認するために必要な書類等も併せてご教示いただきたい。

(ブロック本部回答)

新設法人は、あらためて法人登記を行うものの、事業そのものは従前と変わりなく継続されること、また、従業員の雇用契約も継続されることから、本事案については、ホールディングス設立前後において、当該事業所の同一性、継続性が確認できる場合に限り、既適用事業所をそのまま存続する事務処理を行うことが可能であると思料されます。

なお、事業の同一性、継続性を確認する書類としては、新設法人が債権債務を旧法人からそのまま継承した引継書や公的機関等において第三者の立場からそのままの状態で、許認可等が受けられていることが書面にて確認することが望ましいと考えます。

また、場合によっては、当該事実について、年金事務所による現地確認等が必要であると思料されます。

以上をもってブロック本部の見解としますが、業務処理マニュアル等には統一的取扱いが示されていないことから、機構本部に対し、照会いたします。

回答日（又は本部への照会日） 平成24年10月22日
回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）山下 文彦
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

1：適用に関する取扱い

ホールディングス設立前後における分割前の既適用事業所（以下「旧A社」という。）と新設会社（以下「新A社」という。）について、以下の要件等により実態として事業所の同一性、継続性が確認できる場合に限り、既適用事業所が存続しているものとして取扱います。（旧A社から新A社への得喪処理は発生しません。）

- ① ホールディングスは新設分割（※1）以降、適用事業所としての要件を備えていないこと。（被保険者となるべき者が存在しない。）
- ② 新A社に対して旧A社より債権債務の引継が行われていること。（一部引き継がれる場合は、保険料の支払い等、社会保険関係の権利義務が引き継がれること。）
- ③ 新A社が旧A社より同一の所在地において従業員を引き継ぎ、事業を行うこと等により同一事業所としての外観を備えていること。

2 : 具体的事務

適用事業所から事前に具体的な相談があった際には、下表の確認書類によって、事業所の同一性、継続性を判断して下さい。なお、事前確認において疑義等が生じた場合は、必要に応じて事後確認を行って下さい。

要 件	確 認 書 類	必 要 に 応 じ て 事 後 確 認
①分割法人が適用事業所としての要件を備えないこと	左記要件を確認できる計画(予定)書類等	組織図、出向辞令、人件費計上の有無等
②債権債務の引継が行われること	新設分割計画(※2)、取締役会資料等	債権債務引継書等
③同一事業所としての外観を備えること	新設分割計画、取締役会資料、社員向け説明資料等	(所在地) 新設の登記簿 (従業員) 出勤簿、賃金台帳 (事 業) 承継が確認できる資料等

○確認書類は一例ですので、各要件が判断できる書類により確認して下さい

○事後に相談があった場合には、事後確認の書類によって判断して下さい

3 : 備考

当該取扱いは、今回のホールディングス設立に限定したものではなく、他の事案においても、上記により実態として事業所の同一性、継続性が確認できる場合は同様の取扱いとなります。

※1 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

※2 会社法により新設分割の際に作成を義務付けられており、承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務等に関する事項を定めなければならない。

回答日 平成24年10月30日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 鈴木 俊明
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

佐藤

(回答提供先)

○					
機構 LAN 掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	HP掲載